○近畿地方整備局告示第百四十二号

次の道路に共同溝を建設するので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第五条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

道路の種類　路線名　区間

一般国道　九　号　京都市下京区中堂寺粟田町九一番から同市右京区西院南高田町一九番一まで

○中国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号及び五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
松江市玉湯町布志名四八八番二から同市玉湯町布志名四八八番二まで	前	四六・五〇～七三・五〇メートル	
	後	三〇・〇五～三二・〇〇キロメートル	
松江市玉湯町布志名六三六番二から同市玉湯町布志名六三七番三三まで	前	三七・六〇～六四・〇〇メートル	
	後	三六・九〇～四六・〇〇キロメートル	
松江市玉湯町湯町七七番二から同市玉湯町湯町一八五〇番まで	前	BA 九・二〇～四四・〇〇メートル 二四・五〇～五四・五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・二〇～四四・〇〇メートル 二四・五〇～五四・五〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号及び五十四号　松江市玉湯町布志名四八八番二から同市玉湯町湯町一八番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十八日

○中国地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字焼外一五八八番から松江市馬潟町字才ノ峠一一〇番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十八日

○九州地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
宮崎県児湯郡新富町大字上富田字八反田下三三四九番一から同町大字下富田字廻田三五六一番一まで	前	二五・四〇～三八・九〇メートル	
	後	二五・四〇～三九・九〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号及び二百十九号　宇城市松橋町久具字猫迫八〇四番一地内　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

十号　宮崎県児湯郡新富町富田南四丁目七六番から同町大字上富田字前田三二六六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十八日

○沖縄総合事務局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊見城市字瀬長舟無小原七三番一から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	BA 一〇・〇〇～五六・〇〇メートル 二六・三〇～一〇四・五〇	
	後	BA 一〇・〇〇～五六・〇〇メートル 二六・三〇～一〇四・五〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十一号　糸満市字糸満南組一九四八番二から同市字糸満南組二四三〇番四まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十八日